

自然環境保護地区の指定及び 開発事業の手続きについて

～加東市良好な環境の保全に関する条例～

わたしたちのまち加東市は、豊かな森と、大小の河川やため池からなる多彩な水辺などの良好な自然環境を保全することにより、現在及び将来にわたって市民の健康で文化的な生活を確保するため、加東市良好な環境の保全に関する条例を定めています。

近年、快適な生活環境を創出していくための開発や、東日本大震災以降の地球温暖化対策を進める施策など、取り巻く環境や社会情勢が大きく変化していることを受けて、加東市では、市全域を自然環境保護地区に指定し、無秩序な土地利用の防止に努めることとします。(平成 29 年 4 月 1 日適用)

■第 1 種自然環境保護地区 …水源かん養地区及び良好な自然環境を確保するため、特に保護することが必要な区域

■第 2 種自然環境保護地区 …自然環境の保護に努めるべき区域

条例第 85 条（開発行為の届出）に定めてあるとおり、自然環境保護地区で開発事業を行おうとする場合は、あらかじめその内容を市に届け出て、同意を得なければなりません。

同条例第 2 条（6）では、開発事業を次のとおり定めています。

(6) 開発事業 土地の区画形質の変更及び施設の整備に関する事業で、次に掲げるものをいう。

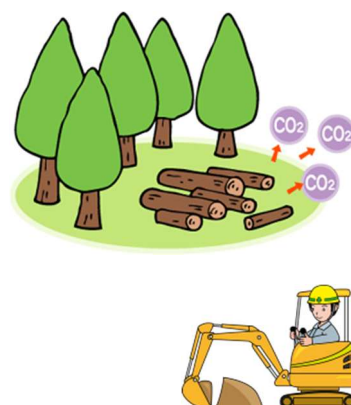
- ア 土石の採取、土地の造成その他既存の土地の形状を変更すること。
- イ 資材又は廃材の集積等を行うこと。
- ウ 木竹を伐採すること。

上記の行為を行う場合、同条例施行規則第 4 2 条に従って、保護地区内開発行為届により、届出いただく必要があります。

開発事業は、同条例に定められていますが、同条例施行規則第 4 2 条第 3 項では、開発行為を具体的に定めています。

開発行為【規則第 42 条第 3 項】

- (1) 建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地その他の造成、土地の開墾土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 広告物その他これに類するものの掲出又は設置



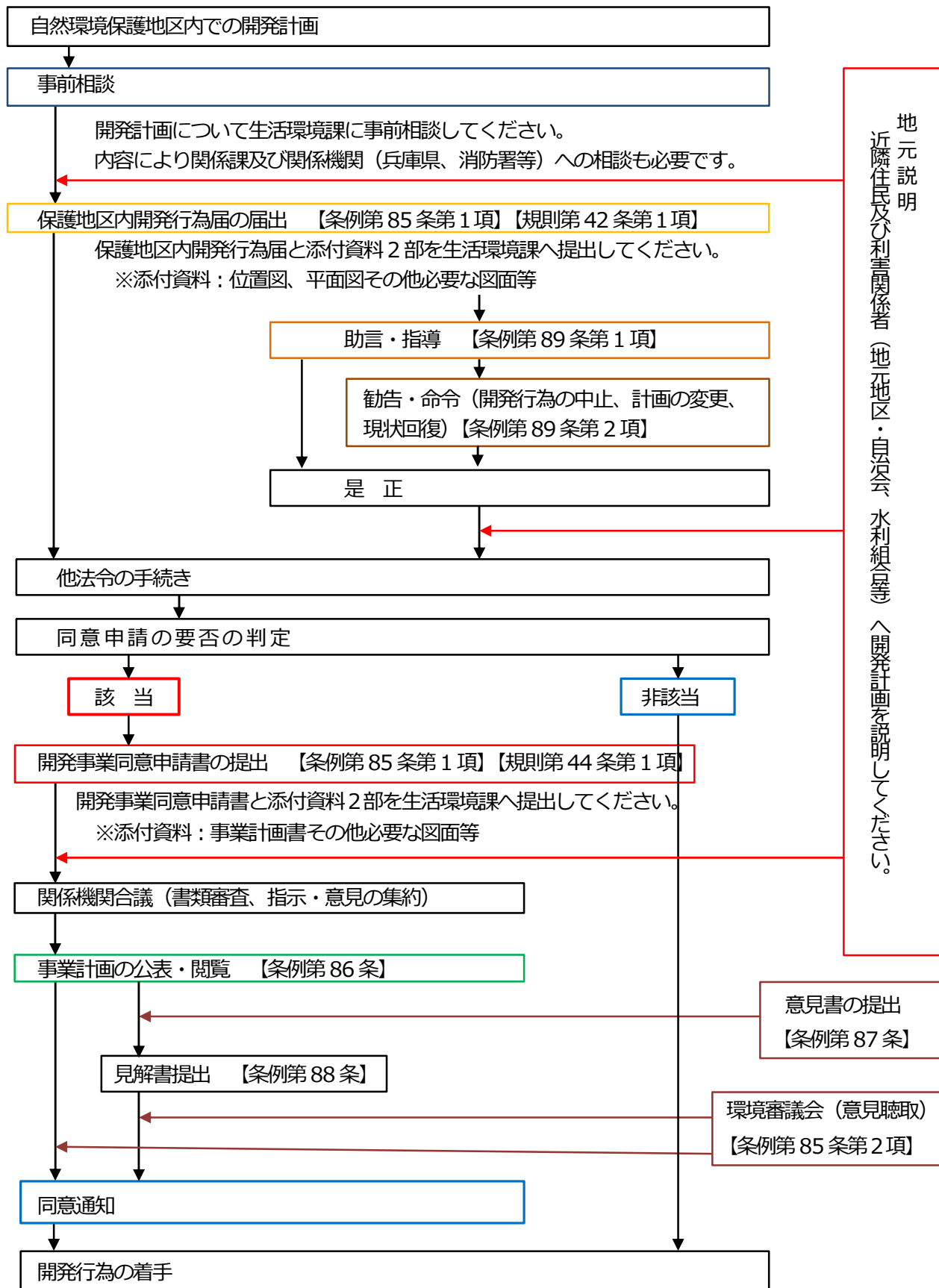
これらの開発行為は、市長の同意が必要となり、市の環境審議会で意見を聴かなければなりません。
しかし、同条例第85条第1項のただし書きで、「ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。」と掲げており、同意を要しない行為を、次のとおり定めています。

(同意を要しない行為)

規則第43条 条例第85条第1項ただし書の規定による同意を要しない行為は、次に掲げるものとする。ただし、第1号、第2号、第3号及び第5号に該当する場合は、面積1,000平方メートル未満の行為に限る。

- (1) 農業用に供する目的で行う行為
- (2) 林業のために木竹を伐採すること。
- (3) 自家用のため木竹を伐採すること。
- (4) 土地の形状変更による切土又は盛土する面積が第1種自然環境保護地区にあっては500平方メートル、第2種自然環境保護地区にあっては1,000平方メートルを超えず、かつ、体積が第1種自然環境保護地区にあっては500立方メートル、第2種自然環境保護地区にあっては1,000立方メートルを超えないもの。ただし、周辺の自然環境を著しく害するものを除く。
- (5) 農家住宅用地として使用する目的で行う土地の形状の変更
- (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域内の自然植生地を除く地区の開発事業
- (7) 都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受けた区域で行われる開発事業
- (8) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業が施行された区域で行われる開発事業
- (9) 国又は地方公共団体等が行う事業で、市長が認めた開発事業

保護地区内における開発事業の手続きフローについて



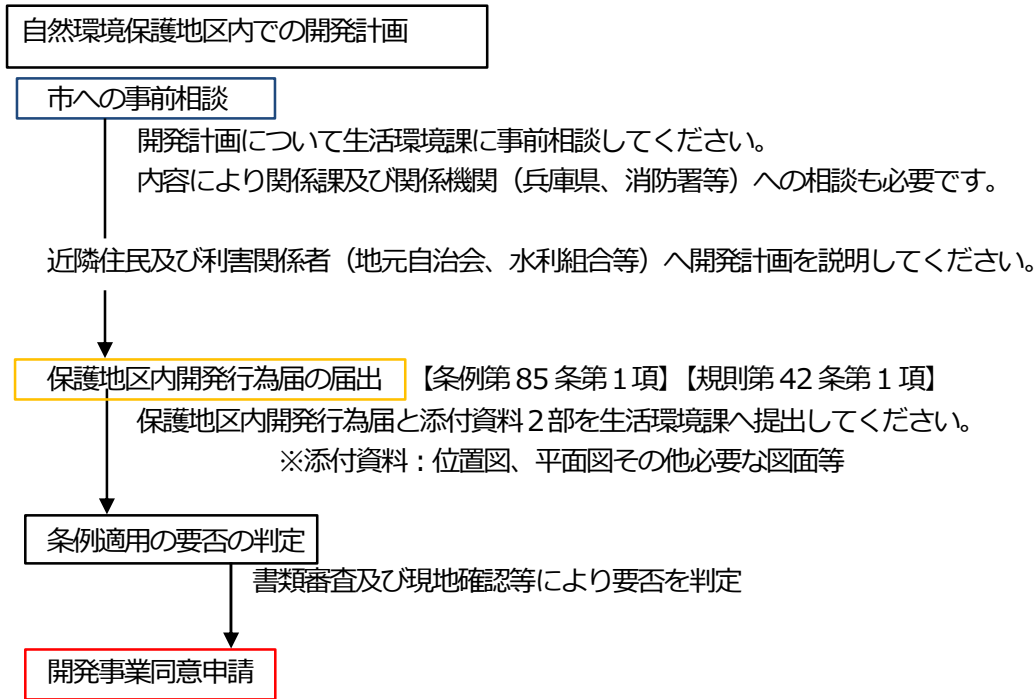
□お問い合わせ□

加東市市民協働部生活環境課（庁舎1階）

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地

電話：0795-43-0502

I 保護地区内開発行為届について



II 開発事業同意申請について

